

第 3 次地域管理経営計画書
第 3 次国有林野施業実施計画書
(萩森林計画区)

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平成 2 0 年 4 月 1 日} \\ \text{至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right]$

近畿中国森林管理局

第 3 次地域管理経営計画書

目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	3
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	5
(4) 主要事業の実施に関する事項	6
(5) その他必要な事項	7
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	7
(1) 巡視に関する事項	7
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	7
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	7
(4) その他必要な事項	7
3 林産物の供給に関する事項	8
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	8
(2) その他必要な事項	8
4 国有林野の活用に関する事項	9
(1) 国有林野の活用の推進方針	9
(2) 国有林野の活用の具体的手法	9
(3) その他必要な事項	9
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	9
(1) 国民参加の森林に関する事項	9
(2) 分収林に関する事項	10
(3) その他必要な事項	10
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	11
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	11
(2) 地域の振興に関する事項	11
(3) その他必要な事項	11

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

また、平成17年2月に発効した京都議定書の削減目標達成のための「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」や平成18年9月に策定された「森林・林業基本計画」の目標達成に必要な森林整備等が重要な課題となっている。

本計画は「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにしたものであり、国民各層の理解と協力を得ながら、国有林野の適切な管理経営を推進する。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

当森林管理局の国有林野は、奥地脊梁地帯から中山間、都市近郊に広く分布しており、それぞれの国有林野のおかれた自然的、社会経済的特性を反映し、多様な機能を発揮してきた。このような中で、国有林野事業としては、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化していることを踏まえ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進していくため、萩森林計画区においては以下の事項を基本として国有林野の持続的な管理経営に努める。

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

ア 対象とする国有林野

本計画の対象は、国有林野2,407haであり、地域の森林全体に占める国有林野の割合は、3%と非常に低い。国有林野は、日本海沿岸部に2団地、内陸部に3団地が位置し、そのほとんどが水源かん養や土砂流出防備、干害防備の保安林に指定されている。また、名勝長門峡に位置する国有林については、一部が長門峡県立自然公園特別地域及び風致保安林に指定されている。林分内容は、高齢級の林分はほとんどなく、6割がスギ・ヒノキ・アカマツの人工林で、天然林は広葉樹の二次林が主体となっている。

イ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行うことを基本に、公益林を中心に、林木だけでなく森林生態系全般に着目して、動物相や下層植生、表土の保全等公益的機能の維持向上に配慮する。

具体的には、伐採林齢の長期化、林齢や樹種の異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保とともに、併せて、自然再生、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収・固定源としての機能の発揮を通じた木材資源の持続的な利用、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全等の観点にも留意した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

このため、国有林を、

- ・土砂流出・崩壊の防備、水源のかん養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林は「水土保持林」
- ・原始的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林は「森林と人との共生林」
- ・環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林は「資源の循環利用林」

の3つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じた管理経営を行う。

機能類型別の面積等については以下のとおりであり、本計画区における森林の立地特性を反映し、「水土保持林」が全体の94%を占めている。

機能類型別の森林の面積

(単位：面積ha、比率%)

区 分	水 土 保 全 林	森 林 と 人 と の 共 生 林	資 源 の 循 環 利 用 林	合 計
面 積	2,267	106	34	2,407
比 率	94	4	2	100

また、本計画においては、平成18年9月に策定された新たな「森林・林業基本計画」を踏まえ、50年サイクルの森林づくりだけでなく、地域の特色やニーズに応じ、資源を利用しながら広葉樹林化や長伐期化等の多様な森林づくりを本格的に推進し、「100年先を見通した森林づくり」を目指す。

具体的には、

- 公益的機能を重視した森林づくり
- 間伐の的確な実施による健全で多様な森林づくり
- 優れた自然環境を有する森林づくり
- 森林病虫害等に強い健全な森林づくり
- 木の文化を支える森林づくり
- 国民参加の森林づくり
- 森林環境教育のための森林づくり
- 新しい作業システムや技術を普及するための森林づくり

等に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

ア 「水土保全林」に関する事項

「水土保全林」については、山地災害防止機能、水源かん養機能等の水土保全に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努める。

「水土保全林」は、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱う。

(ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林、気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、

根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の階層を有する多様な樹種で構成される森林

気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林

必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林

に誘導することを目標として、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、針広混交林への誘導を目的とした間伐等を行い、災害に強い林分の育成に努める。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

(イ) 水源かん養タイプ

水源かん養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水緩和、渇水緩和、水質保全等水源かん養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有し、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林を目標として、皆伐に際しての伐採面積や伐区の取り方、皆伐できる下限の林齢の制限を加えた「施業群」を設け、森林現況等を踏まえ区分を行い、適切な管理経営に努める。

なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「水土保全林」の面積の内訳

(単位：ha)

	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	342	1,925	2,267

本計画においては、民有林の人工林蓄積が高く、近々から近い将来に向けて、国有林に対しての木材生産要望が高くないことを踏まえ、保安林の新規指定を受けて、分散伐区施業群を長伐期施業群へ見直しを行った。

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

「森林と人との共生林」においては、レクリエーションの森等保健文化機能を増進させる必要のある森林については、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成に努めるとともに、地元自治体等との連携・協力や民間の活力を活かした施設の整備、森林を利用した諸活動のフィールドとしての提供を図るなど適正な利用を推進する。

「森林と人との共生林」は、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱う。

(ア) 自然維持タイプ

本計画区には該当区域はない。

(イ) 森林空間利用タイプ

景観の維持が重要な森林等国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、

多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自然美を有する森林

必要に応じて、保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林

に誘導することを目標として、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じて管理経営に努める。なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森	計
面 積	-	-	106	105	106

ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」(本計画区では、分収林契約地が全てを占める)においては、木材の需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、間伐等を推進することにより木材資源の充実を図る。具体的には分収林を対象として、

林木の生長が旺盛で、その形質の良好な森林

必要に応じて林業生産基盤が整備されている森林

に誘導することを目標として、渇水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努める。なお、具体的な施業方法については、別紙「管理経営の指針」による。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面 積	34	—	34

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

森林の整備等を着実かつ適切に進めていくためには、流域（森林計画区）を単位として、民有林と国有林が連携して森林整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業体の育成等について民有林関係者等と連携して推進することが重要である。

このため、森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じて、民有林関係者等との連携を強化するとともに、流域管理システムの推進に向けて「流域管理推進アクションプログラム」等の着実な実施に取り組む。

「流域管理推進アクションプログラム」

流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林野事業が流域ごとに先導的・積極的に取り組む３カ年の行動計画として平成１３年度から作成。

具体的には、

伐採予定等の管理経営に関する情報の提供やシステム販売を含めた素材の安定供給体制の整備による計画的な木材供給の推進

民有林と連携した素材の安定供給を図るための共同施業団地の設定、野生鳥獣との共生のための森林づくりや低コスト林業などの新たな要請に対応するための森林整備による生産目標、森林施業等の共通化

緑の雇用担い手対策の研修フィールドの提供、路網と高性能林業機械を組合せた高効率作業システムの技術習得のためのフィールドの提供や計画的な事業の発注等による林業事業体の育成

低コスト・高効率作業システムや針広混交林への誘導等に関する施業検討会の開催による林業技術の普及・啓発

森林整備協定に基づく施業共同団地内の路網整備や低コスト路網の普及啓発のためのモデル林の設置や検討会の開催による効率的な路網の整備

教育機関、地元ボランティア、森林インストラクター等と連携した森林環境教育等の実施による上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報や林業体験活動の場の提供

等を推進するとともに、地方自治体等と森林整備等を推進するための協定の締結を推進するなど、県・市町村との連絡調整を一層推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画期間（平成20年度～平成24年度）において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりである。

ア 伐採総量

（単位：材積 m^3 、面積 ha）

区 分	タイプ別	主 伐	間 伐	計
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	(55) 3,763	3,763
	水源かん養タイプ		(315) 26,255	26,255
森林と人との共生林	森林空間利用タイプ	—	(3) 230	230
資源の循環利用林		—	—	—
計			(373) 30,248	<250> 30,248

注：1（ ）は間伐面積である。四捨五入により内訳と計が合わないことがある。

2 は搬出支障木、被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量で外書。

イ 更新総量

本計画期間において、更新は発生しない。

ウ 保育総量

（単位：ha）

区 分	タイプ別	下 刈	除 伐	枝 打
水 土 保 全 林	国土保全タイプ	—	—	—
	水源かん養タイプ	—	13	—
森林と人との共生林	森林空間利用タイプ	—	—	—
資源の循環利用林		—	—	—
計		—	13	—

エ 林道開設及び改良総量

本計画期間において、林道開設及び改良箇所はない。

主要事業の実施に当たっては、労働災害がなく、健康で明るく働けるよう労働安全衛生の確保に努める。

また、林業事業体への計画的な事業の発注、林業技術の普及、他産業と均衡のとれた労働条件の維持向上等へ配慮し、その育成、強化を図る。

(5) その他必要な事項

治山事業については、「森林整備保全事業計画」に基づき民有林治山事業との連携の下に、自然環境の保全に配慮した計画的な実施に努める。

本計画期間では、災害に強い安全な国土づくり、「緑のダム」として水源かん養機能強化、安全で良好な生活環境の保全・形成に対処するため、保全施設及び保安林の整備を計画する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

ア 林野火災防止等の森林保全巡視

国有林野の森林の保全管理のため、森林巡視、山火事の防止、森林病虫害や鳥獣被害の把握、廃棄物の不法投棄への対応、保安林の適切な管理等に努める。

特に自然環境の保全に留意が必要な箇所については、標識の設置等によりその周知に努める。

また、森林の保全管理に当たっては、地元住民、地方自治体、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄の防止意識の啓発等に努める。

イ 境界の保全管理

境界巡検、境界巡視等を行い、境界標及び境界線が不明とならないように努めるとともに、必要に応じ境界見出標等を設置するなど境界の保全を図る。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

近年松食い虫による被害は横ばいではあるが、依然として被害が発生していることから、長門峡風景林においては、阿東町と連携の下、引き続き共同防除を実施する。

実施に当たっては、自然環境の保全に十分留意し被害のまん延防止に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

本計画区には該当区域はない。

(4) その他必要な事項

ア 近年、巨樹・巨木について、多くの関心が高まっていることから、国民による自主的な保全活動の推進も含め、その適切な保護管理に努める。

イ ツキノワグマによる剥皮害が一部発生しており、今後拡大の懸念もあることから、山口県策定の「ツキノワグマ保護管理計画」を踏まえ、関係機関との連携の下、被害状況の把握を行い、必要に応じ被害の拡大防止に努める。

ウ 地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

林産物の販売に当たっては民有林関係者、建築関係者、消費者ニーズの的確な把握を行い、需要動向を見極めつつ有利販売に努める。

間伐により搬出される低価格な一般材等については、「国有林材の安定供給システム販売」により、需要、販路の拡大を図るとともに、木材の生産・加工の担い手の育成整備、民有林・国有林一体となったロットの拡大等に取り組み、地域の木材産業の振興を図る。

(2) その他必要な事項

木材の利用促進を図るため以下の取組を推進する。

ア 「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」等に基づき、森林・林業関係者等との連携の下に、国産材のPR活動等を通じて公共施設等の木造化、内装材木質化の推進、間伐材の森林土木事業への活用及び木質バイオマス利用等、木材利用の推進に取り組む。また、地球温暖化防止に資する木材の建築資材等としての長期間の利用や、一度利用した木材の再利用、他の資源の代替利用等の促進を図る。

「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」

京都議定書目標達成計画に基づき、我が国の森林による二酸化炭素吸収を高めることを目的に、平成14年12月に農林水産省が策定(平成17年9月一部改正)した10年間の対策。森林整備・保全や木材利用の推進、森林吸収量の報告・検証体制の強化等を明記。

イ 「農林水産省木材利用拡大行動計画」等に基づき、庁舎等の新改築に当たっては、木造化、内装木質化を推進するとともに、治山事業等における森林土木事業に当たっては、木材の特質を考慮しつつ緑化基礎工、法面保護工等に間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組むものとする。

「農林水産省木材利用拡大行動計画」

環境に優しく、再生産可能な自然素材である木材の利用は、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成にも貢献することから、農林水産省は、治山・林道事業等における間伐材等の木材の積極的利用を推進する行動計画を平成15年8月に策定。

ウ 地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給についての情報交換を進めるなど林業・木材産業関係者と連携し多様な分野への木材利用が行われるよう供給体制を整備するとともに、地域住民に対する木材利用の必要性についての積極的な啓発に努める。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

ア 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用にあたっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮しつつ、

地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資すること

事業遂行上不要となった土地の売り払いを推進すること

を基本として取り組む。

イ 保健・文化・教育的な活動への利用の推進

名勝「長門峡」には四季を通じて訪れる人が多く、そのため自然景観の保全に十分配慮したうえで、国有林野の利用を推進する。

レクリエーションの森の一覧

単位：ha

種 類	名 称	面 積
風景林	長門峡風景林	105
総 数	1箇所	105

(2) 国有林野の活用の具体的手法

本地域における主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- ・ 道路（ダム、公園）等の公共用地―売払い
- ・ 国民参加の森林（法人の森林）、森林環境教育の森林（学校林等）―分収林契約等
- ・ 国民の保健・文化・教育的利用に係る施設の整備等―貸付

(3) その他必要な事項

活用にあたっては、豊かな自然環境等森林の有する公益的機能との調和を図り、併せて当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで推進を図る。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ア 森林の整備・保全等への国民参加の推進

自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、ボランティア、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的木造建造物や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」の推進、ボランティア等との

連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生に加えて森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理局との協定の締結等、多様な取組を進める。

イ 自主的な森林整備等へのフィールドの提供

近年、森林に対する関心が高まり、ボランティア活動等を通じて一般市民が森林づくりに参加する取組が増加している。このような取組は森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要である。

「ふれあいの森」については、関係者との情報交換を通じて、その設定に向けて積極的な取り組みを行う。

ウ 里山整備の推進

平成14年11月美しい里山懇談会（座長：丸山宏名城大学農学部教授）から近畿中国森林管理局長に報告された「21世紀美しい里山づくりの提言」を踏まえ、地域住民、ボランティア、研究者、関係行政機関等と協力・連携し里山整備の推進に努める。

(2) 分収林に関する事項

緑資源の確保に対する国民的な要請が高まっている中で、社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した下流住民等による水源林の造成や企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」等の設定を行い森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

ア 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図るため、学校等が国有林野で体験活動等を実施する「遊々の森」や学校分収造林の設定・活用、森林管理事務所の主催による林業体験や森林教室等の体験活動、情報提供や技術指導等の取組を推進する。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努める。

なお、「遊々の森」とは、学校等と森林管理事務所との協定締結により、様々な体験活動の場として国有林野を利用する制度であり、今後とも、関係者との情報交換を通じて、その設定に向け積極的な取り組みを行う。

イ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理事務所に設置した森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努める。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

ア 林業技術の開発

森林の公益的機能に対する国民の要請に対応し、機能類型に応じた森林の保全、整備、利用を着実に図るため、技術開発目標に基づき、試験地を設定するなど技術開発を計画的に推進する。

イ 林業技術の普及

多様な姿の森林への誘導に向け、高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの開発・普及に取り組むとともに、国有林野事業の中で開発、改良された林業技術の普及を行う。普及に当たっては、森林管理局、森林管理事務所に設置した「緑づくり支援窓口」を通じ、情報公開を積極的に行うとともに国民からの問い合わせに応じる。

また、民有林行政、試験研究機関等との連携を密接に取りながら、必要に応じて試験研究等のフィールドの提供等を行う。

さらに、公益的機能をより重視した管理経営を行っていくことを国民にわかりやすくPRするため、施業モデル林の設定を推進する。

(2) 地域の振興に関する事項

地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命である。このため、国有林野の立地特性を踏まえつつ、日頃から、地元自治体等への国有林野内の森林の有効活用や未利用資源に関する情報の提供、地域づくりへの積極的な参画、相談受付体制の充実など地元自治体等との連携強化に努めるなど地域との意志疎通を十分に図り、地域における国土保全、水源かん養、自然景観の保全等の森林の持つ公益的機能の発揮、保健・文化・教育的利用の推進、国有林野の利活用、森林の整備や林産物販売等を通じて、地域産業の振興、住民の福祉に寄与するよう努める。

(3) その他必要な事項

ア 文化財保全への貢献

我が国の「木の文化」の象徴である伝統的木造建造物を将来にわたって健全に維持・継承していくことは、極めて重要である。

このため、国宝・重要文化財等に指定されている木造建造物等の維持・修繕のための資材（檜皮等建築材料）を持続的に供給するための体制整備を推進する。

イ 資源循環型社会への対応

持続生産可能な森林バイオマス資源をさらに有効に活用するために、民有林行政部局、他省庁の地方機関、地元自治体やバイオマス利活用推進団体と連携しつつ、間伐材や除伐木等を含めた森林バイオマス資源の利活用の推進と、活用方法の検討を行う。

第 3 次国有林野施業実施計画書

本計画は、国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）に基づいて、「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2の規定に基づいて作成するもの）及び「地域管理経営計画」（国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて作成するもの）に即して定めるものである。

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	1
2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積 又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ご との更新方法及び更新量	1
(1)	伐採造林計画簿	1
(2)	水源かん養タイプにおける施業群別面積等	1
(3)	水源かん養タイプの施業群別の上限伐採面積	1
(4)	生産群別の面積等	2
(5)	標準伐採量	2
(6)	伐採総量	2
(7)	更新総量	3
(8)	保育総量	3
3	林道の整備に関する事項	3
4	治山に関する事項	3
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	4
(1)	保護林	4
(2)	緑の回廊	4
6	レクリエーションの森の名称及び区域	4
7	その他必要な事項	4
(1)	施業指標林、試験地等	4
(2)	フィールドの提供及び文化財保全への貢献	4
(3)	国土保全タイプの区分別面積	4
(4)	文化財等の現況	5
(5)	その他	
	レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法	5

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに地域管理経営計画の1の(1)及び(2)に定める3機能類型の具体的な配置については、別添1「国有林野施業実施計画図」による。

2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

地域管理経営計画の1の(4)のアに定める伐採総量についての具体的な箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに同計画の1の(4)のイに定める更新総量についての具体的な箇所ごとの更新方法及び更新量は、別添2伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源かん養タイプにおける施業群別面積等

地域管理経営計画の1の(2)のアの(イ)に基づく水源かん養タイプの森林における具体的な施業方法については、施業群に分けて定めているところであり、各施業群の内訳は次のとおりである。

単位：ha

施 業 群	面 積	取扱いの内容	主伐の下限林齢
天 然 林	506.84	現在の林分状況の維持、健全性確保、針広混交林への誘導、択伐、天然更新	注4
長 伐 期	1,102.86	大径針葉樹を主体とした森林、広葉樹を混交した森林の造成、皆伐、新植	80年
そ の 他	277.97	別紙「管理経営の指針」による	注5
合 計	1,887.67		

注:1 面積は林地面積。

2 下限林齢とは主伐ができる最低林齢。

3 具体的な取扱いの内容は、別紙「管理経営の指針」による。

4 天然林施業群については、林分の健全性の維持を目的に、衰退木・枯損木を対象に、択伐を行うこととなっているため、下限林齢は設定しない。

5 その他の施業群については、試験地等設置の目的に応じた取扱いを行うため、下限林齢は設定しない。

(3) 水源かん養タイプの施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第2項第3号に基づいて定める水源かん養タイプの森林における主伐に係る上限伐採面積は、次のとおりである。計画期間における主伐については、施業群毎に、この上限伐採面積を上回って計画することはできない。

単位：ha

施 業 群	上限伐採面積
長 伐 期	68

注：上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積である。

(4) 生産群別の面積等

地域管理経営計画の1の(2)のウに基づく「資源の循環利用林」における具体的な施業方法については、生産群に分けて定めているところであり、各生産群の内訳は次のとおり。

単位：ha

生産群	面積	生産目標等	伐期齢
スギ・ヒノキ人工林中径材	34.44	一般建築材20～28cm	契約による
合 計	34.44		

注：1 面積は林地面積。

2 生産目標等欄の数値は、生産目標とする胸高直径である。

3 本計画区の資源の循環利用林は全て分収林のため契約に基づいて行う。

(5) 標準伐採量

国有林野管理経営規定第5条第2項第4号に基づいて定める、「資源の循環利用林」における標準伐採量については、本計画の「資源の循環利用林」の全てが契約に基づく分収林のため定めない。

(6) 伐採総量

地域管理経営計画の1の(4)のア伐採総量の内訳は、次のとおりである。また、本表は伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものである。

単位：材積 m³、面積 ha

区 分			林 地					林地以外	合 計
			主伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タ イ プ		-	(55.27) 3,763	3,763	250	30,498	-	30,498
	水 源 かん養 タイプ	長 伐 期	-	(299.40) 25,609	25,609				
		そ の 他	-	(14.87) 646	646				
	計		-	(369.54) 30,018	30,018				
森 林 と の 人 と の 共 生 林	森 林 空 間 利 用 タ イ プ		-	(3.41) 230	230				
資 源 の 環 循 利 用 林	スギ・ヒノキ人工林中径材		-	-	-	-	-	-	-
合 計			-	(372.95) 30,248	30,248	250	30,498	-	30,498
年 平 均			-	(74.59) 6,050	6,050	50	6,100	-	6,100

注：1 () は間伐面積である。

2 臨時伐採量については、表中以外の施業群、生産群等の数量も含む。

(7) 更新総量

該当なし。

(8) 保育総量

地域管理経営計画の1の(4)のウ保育総量の内訳は、次のとおりである。

単位：ha

区 分		保 育		
		下 刈	除 伐	枝 打
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タ イ プ	-	-	-
	水 源 か ん 養 タ イ プ	-	13.22	-
	計	-	13.22	-
森林と人との共生林	森 林 空 間 利 用 タ イ プ	-	-	-
資 源 の 循 環 利 用 林		-	-	-
合 計		-	13.22	-

3 林道の整備に関する事項

該当なし。

4 治山に関する事項

地域管理経営計画の1の(5)その他必要な事項については、次のとおりである。

単位：保全施設：箇所、保安林の整備：ha、延長m

位 置（林班名）	区 分	工 種	計 画 量	備 考
長門峡78 大葉山1011 物見1027、1028 白須山1030	保全施設	溪間工	6	
白須山1030		山腹工	1	
計			7	
長門峡77、78 大葉山1017 白須山1029、1030	保安林の整備	保 育	58.61	
計			58.61	

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

該当なし。

6 レクリエーションの森の名称及び区域

地域管理経営計画の4(1)に定めるレクリエーションの森の箇所別の内訳は次のとおりである。

種類	名 称	既設・ 新設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	選 定 理 由	備 考
風景 林	長 門 峡 風 景 林	既設	104.69	長門峡 73ぬ～よ	名勝「長門峡」に 位置し、奇岩・峡 谷を含め優れた景 観を呈している。	育成単層林施業
				----- 長門峡 73ほ、と1～ち 74ろ1～は 75は 76ろ1～に 80に、ほ		----- 天然生林施業

7 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

該当なし。

(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献

地域のニーズに対応した森林・林業に関する技術の開発・普及や国民による国有林野の積極的な整備・利用を推進するため、国有林野をフィールドとして積極的に提供する。

このため、国民各層のニーズの把握に努めるとともに、国有林の制度や管理運営の方針等について、積極的なPRを推進する。

また、国宝・重要文化財等の維持・修繕のための資材の確保・供給に取り組む。

(3) 国土保全タイプの区分別面積

地域管理経営計画の1の(2)のア(ア)に基づいた、国土保全タイプの目的別の面積は次のとおりである。

単位：ha

区 分	土砂流出 崩壊防備	気 象 害 防 害 備	生活環境 保 全	そ の 他 の 国土保全林	合 計
面 積	171.31	-	-	170.64	341.95

注：具体的な取扱いの内容は、別紙「管理経営の指針」による。

(4) 文化財等の現況

区 分	指定 機関	名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)	管 理 団 体	備 考 (所在)
名 勝	国	長門峡	51.36	長門峡 74は (6.15) 75は (5.77) 76は (3.04) に (21.69) 80に (14.71)	山口県	阿東町

(注)面積は国有林分。

(5) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

単位：ha

位 置(林小班)	面 積	施業方法
長門峡 73に	1.24	天然生林施業

(注)ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。